（別紙）

1　名称等

事業者の氏名又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者の役職名及び氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

法人番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　設立年月日 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

資本金又は出資の額 ＿＿＿＿＿＿＿＿　常時使用する従業員の数（A） ＿＿＿＿＿＿＿＿

高度情報処理業務に従事する常時使用する従業員の数（B） ＿＿＿＿＿＿＿＿

BのAに対する割合（B／A） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

投資及び指導を受けているベンチャーキャピタル等の名称

名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

その他の事項について、該当する場合はチェック

□ 大規模法人グループに所属していない　□ 上場企業でない　□ 風俗営業を行っていない

□ 暴力団による支配を受けていない

2　社外高度人材活用新事業分野開拓の内容及び目標

事業名
新事業活動の類型
計画の対象となる類型全てに丸印を付ける。 ①新商品の開発又は生産 ②新役務の開発又は提供 ③商品の新たな生産又は販売の方式の導入 ④役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動
社外高度人材活用新事業分野開拓の内容
①新事業活動の内容 ②活用する社外高度人材の氏名 ③新事業活動における社外高度人材の活用方法
社外高度人材活用新事業分野開拓の目標

3　実施時期

（計画期間）　年　月　日～　年　月　日

（活用期間）　年　月　日～　年　月　日

4　社外高度人材活用新事業分野開拓において活用する社外高度人材の有する知識又は技能の内容及びその活用の態様

（１）施行規則の該当箇所（専門性）
（２）基本方針の該当箇所（貢献内容）
□ 製品・サービスの開発に貢献すること □ 事業拡大や販路拡大に貢献すること □ 会社成長期の組織拡大に伴うガバナンス体制構築等に貢献すること
（３）（１）・（２）の関連性
（４）その他の社外高度人材の活用の態様に関する事項
□ 当該計画において、当該社外高度人材を日本国内のみにおいて２年以上活用する □ 当該計画の計画期間の開始の日から当該計画に従って付与される新株予約権の行使の日まで、当該社外高度人材が引き続き日本国内の居住者である

5　当該社外高度人材にその有する知識又は技能の提供に対する報酬として当該新規中小企業者等の新株予約権を与える場合にあっては、当該報酬の内容

□ 当該計画に従って付与する新株予約権の付与決議及び付与は計画期間において行う

□ 当該計画に従って付与する新株予約権は当該計画に定められる業務の対価である

□ 計画期間が当該計画に従って付与する新株予約権の全ての行使の日まで継続することとされている

□ 当該計画に従って付与する新株予約権について、法第13条の規定による課税の特例の適用を希望する

6　社外高度人材活用新事業分野開拓を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

使途・用途	資金調達方法	金額（千円）	備考

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第八条第一項の認定の申請又は法第九条第一項の変更の認定の申請であって、この命令の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないものについては、なお従前の例による。

2　施行日前にされた法第八条第一項の認定の申請に係る社外高度人材活用新事業分野開拓計画（同項に規定する社外高度人材活用新事業分野開拓計画をいう。）に係る法第九条第一項の変更の認定の申請に係る処分については、なお従前の例による。